

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として昭和 60 年度以降取得分については「取得原価」により評価を行い、昭和 59 年度以前取得分については「再調達原価」にて評価計上しています。ただし、開始時における有形固定資産については、昭和 60 年度以降取得分であっても取得原価が不明なものは再調達原価としています。

道路・河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額 1 円としています。

また、取得単価が把握できる場合はその単価を採用し、不明な場合は、総務省の統一的な基準によるマニュアルに記載されている方法にて単価の設定をしております。土地であれば、「固定資産評価基準」（昭和 38 年自治省告示第 158 号）に基づく固定資産税評価額を基礎とした評価、建物であれば、建物再調達価額基準建築単価表を採用しております。

なお、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

なし

③出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	6年～50年
工作物	3年～60年
物品	3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち古賀市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ただし、一部の物品（エアコン、防犯カメラ等）は50万円未満であっても計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が20万円未満であるときに、修繕費として処理しています。ただし、道路（公共工作物）に関しては、金額の基準を定めません。（カーブミラー等の新設設置は20万円未満であっても計上。ただし区画線は20万円以上であっても計上しない。）

③消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計処理、手続の変更
なし
- (2) 表示方法の変更
なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
なし
- (4) 必要な災害等の発生
なし
- (5) その他の重要な後発事象
なし

4 偶発債務

- (1) 補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））
なし
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
なし
- (3) その他主要な偶発債務
なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

- ② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

- ③ 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する」）

- ④ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー %

連結実質赤字比率 ー %

実質公債費比率 5.7%

将来負担比率 ー %

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
なし

- ⑦ 繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費（一般会計） 1,236,030 千円

- ⑧ 過年度修正等に関する事項

退職手当引当金に関して、健全化法資料4⑤A表における将来負担額が「0」となっている為、計上していません。これは当団体における退職手当支給予定額よりも組合に対する積立が上回っている為です。本年度、その超過分を基金として認識することとしたことによる影響額は下記の通りとなっています。

固定資産（基金（その他）） 558,098 千円

また、土地開発公社に対する損失補償の取り扱いに関して、健全化法資料4⑥F表-アにおいて負担見込額はないものの、総務省マニュアルにおいて「将来負担負担比率の算定に含めた将来負担額を計上する」とある為、本年度その額を計上している。

影響額は下記の通りとなっている。

固定負債（損失補償等引当金） 198,070 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 総務省改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

土地 4,306,295千円の増加

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲

貸借対照表の事業用資産の土地のうち要件を満たすもの。

イ. 内訳

事業用資産 88,254千円

土地 88,254千円

普通財産のうち下記の要件の全てを満たすものとなっております。

ア. 土地に公共用に準ずるものが建築されていないもの

※公共用に準ずるもの（地域公民館、保育園、交番など）

イ. 市場性のある資産（旧不燃物置場は除外）

ウ. 市として有効活用してもよい資産

③ 減価償却費について直接法を採用している科目

ソフトウェア 取得原価 90,653千円

減価償却累計額 8,430千円

④ 減債基金に係る積立不足額

なし

⑤ 基金借入金（繰越運用）

公共施設等建設保全資金積立金 700,000千円

地域振興基金 100,000千円

ふるさと応援寄附基金 600,000千円

義務教育施設整備保全基金 400,000千円

⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

10,407,195千円

⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア. 一般会計等に係る地方債の現在高	13,958,907 千円
イ. 債務負担行為に基づく支出予定額	1,975 千円
ウ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰越見込額	6,987,908 千円
エ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担着見込額	677,840 千円
オ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
カ. 設立法人の負債に額等に係る一般会計等負担見込額	198,070 千円
キ. 連結実質赤字額	— 千円
ク. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
ケ. 地方債の償還額等に充当可能な基金	6,356,127 千円
コ. 地方債の償還額等に充当還付な特定の歳入	400,651 千円
サ. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	17,691,227 千円

⑧ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

総務省改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる主な影響額は次のとおりです。

臨時損失及び臨時利益の追加	
臨時損失	19,133 千円
臨時利益	4,025 千円

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支
59,053 千円
※ 総務省改訂モデルでの算出方法による基礎的財政収支 113,588 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計＋住宅新築資金等貸付事業特別会計）	23,025,173	22,186,151
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	△1,402,314	—
資金収支計算書	21,622,859	22,186,151

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書には前年度からの繰越金1,402,314千円が含まれていることにより、差額が生じています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,321,253 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	394,677 千円
未収債権額の増加	282,550 千円
未収債権額の減少	△271,059 千円
資産売却益	4,025 千円
資産除売却損	△4,862 千円
賞与引当金繰入額（増減額）	△5,508 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△11,597 千円
減価償却費	△1,757,661 千円
その他	255,475 千円
純資産変動計算書の本年度差額	207,294 千円

④ 一時借入金

令和元年度は一時借入金を行っていない。

【一時借入金の限度額】

一般会計：2,000,000 千円

⑤ 重要な非資金取引

なし